

第 1 回習志野市バリアフリー 基本構想策定協議会

平成 2 5 年 8 月 2 2 日

都市整備部 都市計画課

◆本日の議事

• 本日の議事について

1. バリアフリー法の概要

P3

2. 習志野市のこれまでのバリアフリーの取り組み

P10

3. 習志野市バリアフリー基本構想策定協議会の役割について

P29

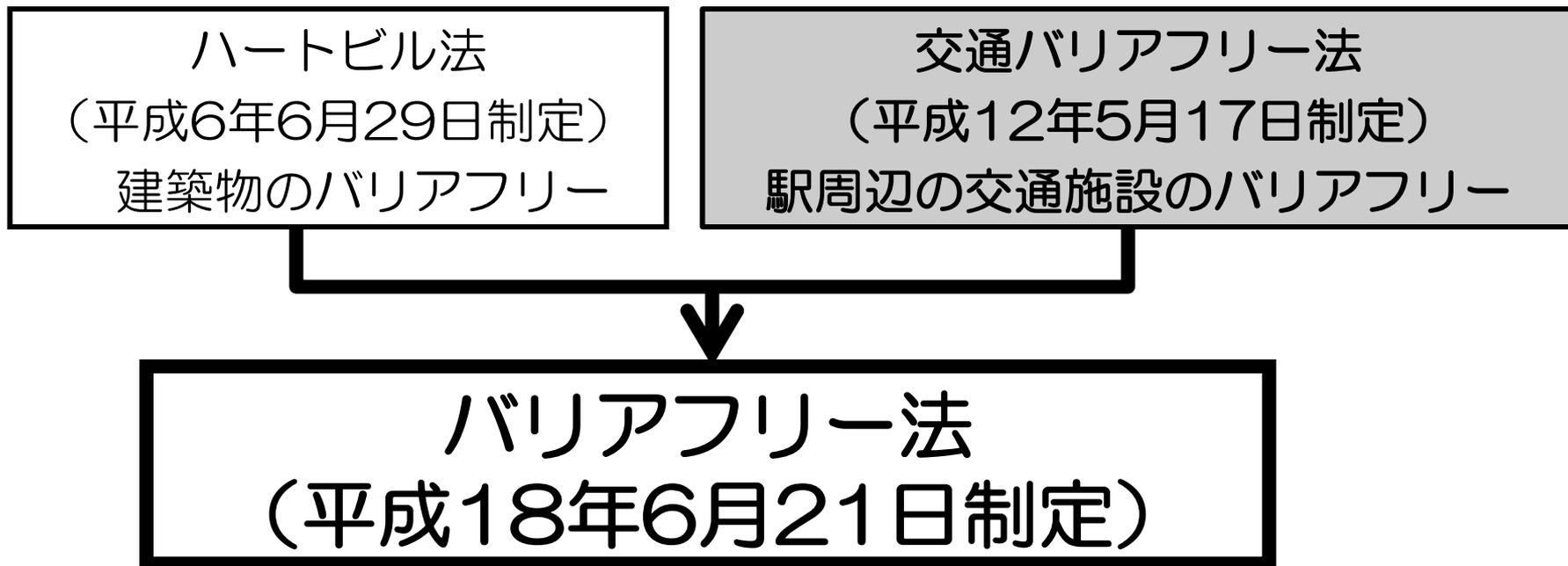
4. 協議会のスケジュール

P31



● バリアフリー法とは…

- ・ ハートビル法（建築物のバリアフリー）と交通バリアフリー法（駅中心の交通施設バリアフリー）が統合されて平成18年6月にバリアフリー法が制定されました。



●法律が統合された背景

社会的背景

- 少子高齢化の進行（高齢社会・人口減少社会）
⇒高齢者の自立支援の為に施策等が求められている
- 共生社会の実現
⇒障がい者が自分の意志で、社会活動に参加・参画できるように支援する為に施策等が求められている
- ユニバーサルデザイン政策の推進（国の方針）

ハートビル法・交通バリアフリー法の課題

- 利用者の視点に立ったバリアフリー化が不十分
 - 施設毎に独立したバリアフリー化整備
 - バリアフリー化→駅を中心とした地区周辺のみ
- 心のバリアフリーなどソフト面での対策が不十分
- 段階的・継続的に取り組みを進めるプロセスが未確立

(1) バリアフリー法の概要

● バリアフリー法の目指すこと

① 個々の施設等のバリアフリー化を推進

⇒ 公共交通機関、建築物等の新設等の際の移動等円滑化
基準への適合義務

② 面的・一体的なバリアフリー化を推進

⇒ 基本構想制度を活用して、駅を中心とした地区や
高齢者・障がい者等が利用する施設が集積する地区に
おける重点的・一体的なバリアフリー化

(1) バリアフリー法の概要

① 個々の施設等のバリアフリー化の推進

- ・ 公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進
- ⇒ 新設・改良時：バリアフリー化基準
(移動等円滑化基準) への適合義務。
- ⇒ 既存の施設：基準適合の努力義務 など。

対象となる施設等

旅客施設・車両等



道路・信号機



路外駐車場

500㎡以上
有料駐車場



都市公園



建築物

床面積
2,000㎡以上



増えました

(1) バリアフリー法の概要

①個々の施設等のバリアフリー化の推進

(例) 国が定めた各施設に関する目標値 (平成32年度末)

鉄軌道	鉄道駅 (平均利用者数3000人以上/日)		原則100%
	ホームドア・ホーム柵		可能な限り設置を促進
	鉄軌道車両		約70%
バス	バスターミナル (平均利用者数3000人以上/日)		原則100%
	乗合バス	ノンステップバス	約70%
		リフト付きバス等	約25%
タクシー	福祉タクシー車両		約28,000台
道路	重点整備地区内の 主要な生活関連経路		原則100%
建築物	不特定多数の者等が利用		約60%

(1) バリアフリー法の概要

②面的・一体的なバリアフリー化の推進

市が重点整備地区について、基本構想を作成できる。

→バリアフリー法：駅を含まない地区設定も可能になった。

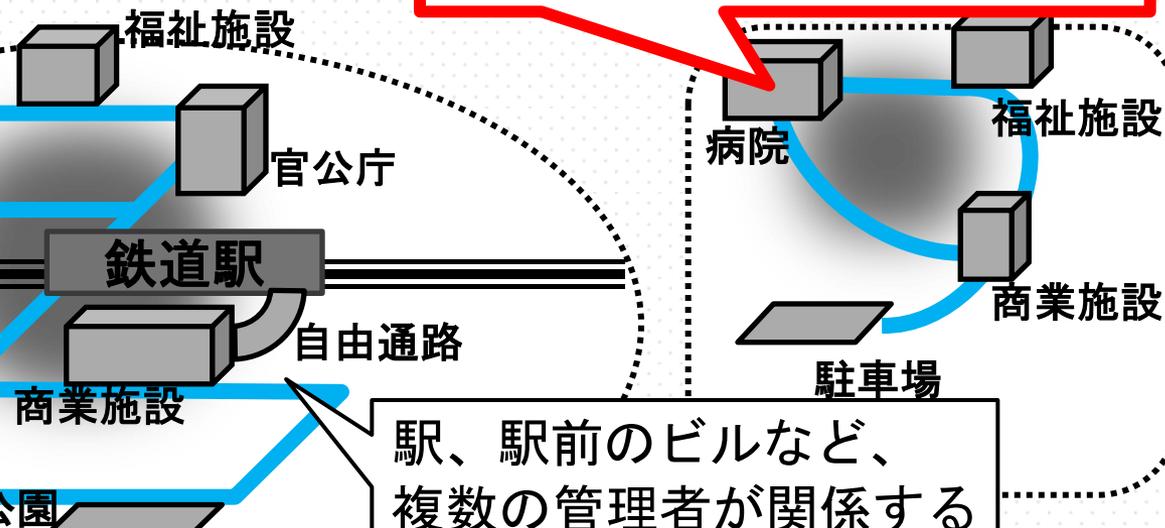
重点整備地区における移動等円滑化のイメージ

旅客施設からの
徒歩圏外のエリアどり

駅を含まないエリアどり

建築物内部までの
連続的な経路を確保

路外駐車場、都市公園及び
これらに至る経路について
の移動等の円滑化を推進



駅、駅前のビルなど、
複数の管理者が関係する
経路について協定制

- 生活関連施設 (旅客施設、建築物、路外駐車場、公園)
- 生活関連経路 (生活関連施設間の経路)

(1) バリアフリー法の概要

③ バリアフリー化を進めるにあたっての留意点

★市民・当事者参加

⇒市民の皆様にも、計画段階から基本構想の策定にご参加いただきます。



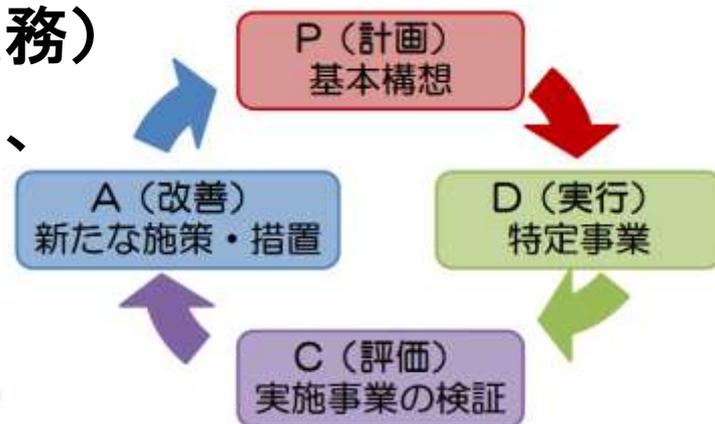
★心のバリアフリーの促進

⇒高齢者や障害者への理解（学習・研修）、配慮・思いやり、気軽な声掛け、支援（生活・就学・就労等）



★スパイラルアップの導入（市の責務）

⇒事業実施後にその結果を検証し、新たな施策や措置を講じることで段階的・継続的な発展を図っていく



(2) 習志野市のこれまでの バリアフリーの取り組み

● 習志野市としての取り組み

H16.7 交通バリアフリー基本構想策定協議会を設置

H17.3 交通バリアフリー基本構想を策定

H18.3 交通バリアフリー特定事業計画を策定

H18～H22 交通バリアフリー特定事業の実施

H22 交通バリアフリー特定事業の目標年度

H23～H24 バリアフリー基本構想策定庁内検討会を実施

H24 バリアフリー基本構想査定のための現況調査を実施

旧法に基づいた
取り組み

新法に基づいた
取り組み

- ・ 交通バリアフリー基本構想では
バリアフリー整備を行うために何を定めたか？

(1) 基本理念

最終目標である全ての人々が等しく生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、高齢者、身体障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるバリアフリー社会構築における交通環境の整備を目指します。

(2) 基本方針

- ① 基本理念及び国の基本方針に基づき、駅を中心とした一定の区域を定め、市、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等が連携しバリアフリー化を推進します。
- ② 市、公共交通事業者・道路管理者・公安委員会等の事業者及び高齢者・身体障害者等の市民との協働により策定します。
- ③ 心のバリアフリーを推進します。
- ④ 継続的なバリアフリー社会構築のための方向性を示します。

- ・ 交通バリアフリー基本構想では
バリアフリー整備を行うために何を定めたか？

⇒ **重点整備地区の区域**を定めた

～重点整備地区とは？～

★高齢者、障がいのある人等が生活上利用する施設が
所在する一定の地区（駅、官公庁施設、福祉施設等）

★駅・道路・信号機等のバリアフリー化を
重点的・一体的に推進する必要があると認められる地区

• 重点整備地区の選定要件

- ①重点整備地区に含まれる駅の1日当たりの平均的な利用者数が5000人以上であること。
- ②駅を中心として概ね500～1000mの徒歩圏内に、相当数の高齢者、身体障がい者等が利用する官公庁施設、福祉施設、医療施設、商業施設等を含むこと。
- ③都市機能の増進を図る上で、有効かつ適切と認められること

◆JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区

◆京成津田沼駅周辺地区

- 重点整備地区のバリアフリー化の整備状況
～特定事業計画の実施状況～

○重点整備地区における特定事業

1. 公共交通特定事業

- 鉄道事業者が行う駅や鉄道車両のバリアフリー化
- バス事業者が行うバス停やバス車両のバリアフリー化

2. 交通安全特定事業

- 公安委員会（警察）が行う信号機等のバリアフリー化

3. 道路特定事業

- 習志野市や千葉県が行う歩道のバリアフリー化

(2) 習志野市のこれまでの バリアフリーの取り組み

1. 公共交通特定事業

(1) 駅の整備状況（鉄道）

鉄道事業者によって「垂直移動支援施設（エレベータ）の整備」や「多機能トイレの整備」が実施された。



エレベーター



多機能トイレ

点字ブロック
(京成津田沼駅)

(2) 習志野市のこれまでの バリアフリーの取り組み

1. 公共交通特定事業（鉄道）

(2) バリアフリー対象車両の整備状況

鉄道事業者によって、国が定めた整備基準に基づき、鉄道車両のバリアフリー化が実施された。

（現在も整備を継続中である。）

- ・ 車椅子スペースのある列車の整備（写真：左）
- ・ 車椅子対応型トイレのある列車の整備（写真：中）
- ・ 車内文字案内表のある列車の整備（写真：右） 等



1. 公共交通特定事業（バス）

(1) バス停

- ・時刻表の文字を大きくする・時刻表のカラー化など、分かりやすい表示へ見直しを実施した。

(2) 低床バスの整備状況

- ・バス事業者とともに低床バス車両の導入が図られた



1. 公共交通特定事業（鉄道・バス）

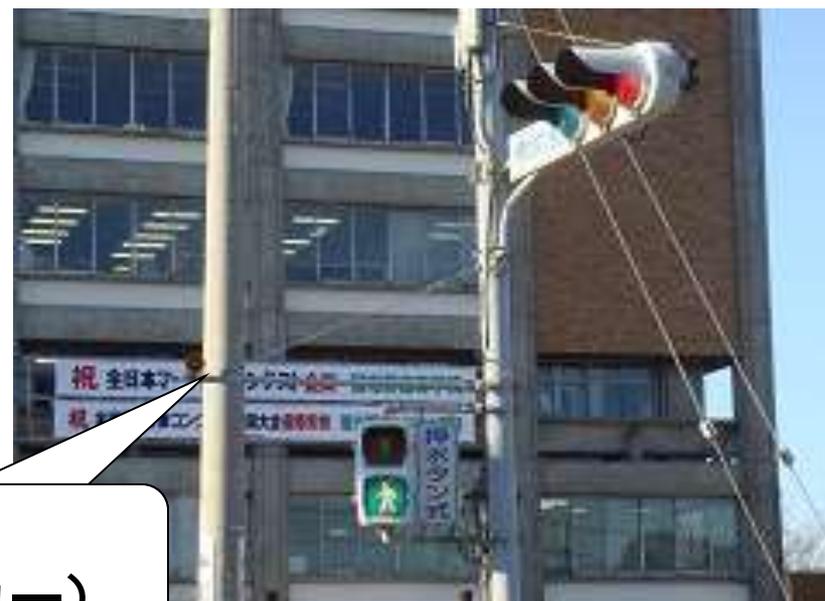
★バリアフリー教育の実施

- ・各事業者で研修等の教育が実施された
- ・鉄道事業者ではサービス介助士資格取得研修を実施された
- ・教育については現在も継続実施中



2. 交通安全特定事業（公安委員会）

- ・ バリアフリー対応型音響信号の設置



音響
(スピーカー)

- ・ 違法駐車行為防止のための広報・啓発活動

3. 道路特定事業

交通バリアフリー基本構想では道路のバリアフリー整備を行うために何を定めたか？

⇒ **特定経路**・**準特定経路**を設定してバリアフリー化を図った

① 特定経路とは？

- ・ 駅と周辺の主要施設とを結ぶ経路のうち、特にバリアフリー化が必要な経路
- ・ 歩道幅員2m以上等のバリアフリー整備の前提条件が揃っていてH22までにバリアフリー整備が可能な経路

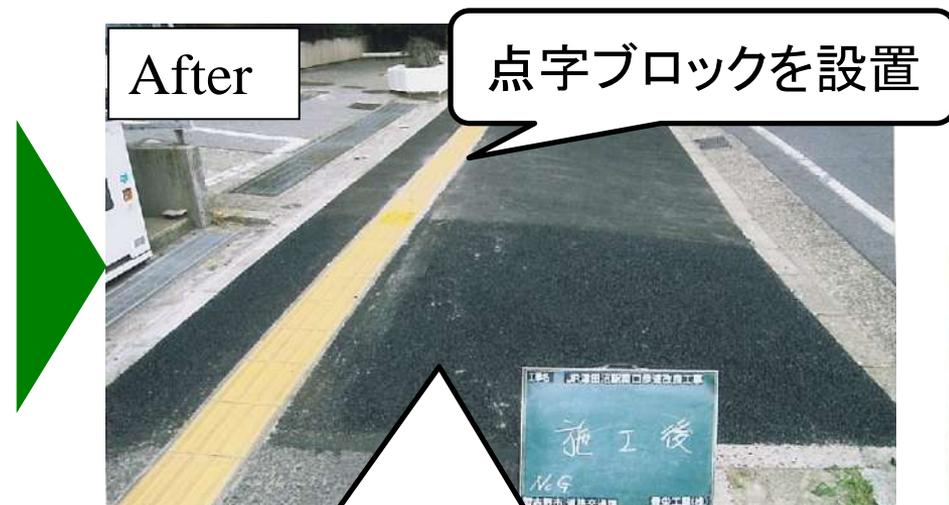
② 準特定経路とは？

- ・ 特定経路に準じて、バリアフリー化が必要な経路
- ・ 用地取得が必要などの理由からH22までにバリアフリー整備が難しい経路

3. 道路特定事業

・ 習志野市における特定経路の整備内容

- ① 歩道の有効幅員2m以上の確保
- ② 歩道勾配の改善：縦断勾配5%以下、横断勾配1%以下
- ③ 点字ブロック（視覚障がい者用誘導ブロック）の設置



歩道の勾配を緩くしました

3. 道路特定事業

・ 習志野市における特定経路の整備内容

- ④ 駅前デッキの舗装の改善（滑りにくい舗装）
- ⑤ 身体障がい者用タクシー乗降場の設置
- ⑥ 駅前デッキ等に立体横断施設（エレベーター）の設置
- ⑦ 案内板の設置



身体障がい者用
タクシー乗降場



駅前デッキの
エレベーター

(2) 習志野市のこれまでの バリアフリーの取り組み

道路特定事業【JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区】



(2) 習志野市のこれまでの バリアフリーの取り組み

JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺地区の残事業



● 全体の整備状況のまとめ

1. 公共交通特定事業

- ・ 鉄道・バス両事業者とも着実にバリアフリー化の整備が進められ、計画された事業は終わっている。

2. 交通安全特定事業

- ・ 計画されたバリアフリー対応型信号機の設置は完了している。

3. 道路特定事業

- ・ 道路特定事業の未整備箇所が若干残っている。
- ・ 未着手や事業継続中の主な理由は、道路構造的に改良が困難、地権者との合意が図れていない等が多い。

●協議会の目的、協議会の役割

- ・バリアフリー法に基づき、市民、事業者、行政の協働により、**基本構想策定の為の検討**を行います。

【基本構想目次（案）】

1. バリアフリー基本構想策定にあたって
2. 習志野市の現状
3. 基本理念・基本方針
4. 重点整備地区の選定
5. バリアフリー化に向けての取組み事業
6. 心のバリアフリーに関する取組み
7. 基本構想の実現に向けた今後の取組み

●協議会の目的、協議会の役割

【検討内容】

①基本理念・基本方針

バリアフリー法に沿った表現への見直し
上位計画・関連計画と整合を図り、新たな目標年次の設定

②重点整備地区に関すること

既往の重点整備地区の見直し・新たな重点整備地区の選定
生活関連施設とバリアフリー化する生活関連経路の設定
バリアフリー化に向けての取り組み事業

③ソフト施策に関すること

関連計画（障がい者基本計画・障がい福祉計画）と整合を
図り、心のバリアフリーに関する取組みの整理

④パブリックコメントについて

(4) 協議会のスケジュール

●第1回（8月22日：今回）

- ・法の理解
- ・これまでの取り組みの確認
- ・協議会の役割
- ・協議会のスケジュール



●第2回（10月頃：予定）

- ・課題事項への対応の提示
- ・基本理念・基本方針
- ・重点整備地区の選定
- ・生活関連施設の選定及び生活関連経路の検討

●第3回（12月頃：予定）

- ・バリアリー化に向けての取り組み事業の検討
- ・ソフト施策に関する事項の検討



●第4回（2月頃：予定）

- ・基本構想（案）の策定
- ・パブリックコメントについて

●重点整備地区の見直しの進め方

①既往の重点整備地区

(JR津田沼駅・新京成新津田沼駅周辺、京成津田沼駅周辺)

→基本的に整備を継続する

②既往の重点整備地区以外の地区

(JR新習志野駅)

→現状を国の選定要件に照らし合わせ、要件に合致する地区

①の補足

- 各地区の特定事業計画の整備状況を検証・評価しつつ、未整備箇所の最新状況や今後の予定を把握する。
- 整備済箇所も含めて、すべての利用者が通行しやすい経路となるような視点を持ち、見直し・改良が必要な箇所については、できることから修繕方法を検討する。
- 特に経路のアクセス性に着眼し、必要に応じてバリアフリー法の考え方も参考にしながら、今後の整備方針等を検討を進める。